

日新火災みつわ会規約

平成 26 年 4 月 1 日改訂

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本会は日新火災みつわ会と称する。

第 2 条 (組織)

本会に本部および別に定める地区に支部をおく。

第 3 条 (事務所の所在地)

1. 本部の事務所は日新火災海上保険株式会社（以下、会社という）の本店所在地内におく。
2. 支部の事務所は当該地区の会社の担当部内におく。

第 4 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を深め、福祉の増進を図るとともに、会社の社業の進展に寄与することを目的とする。

第 5 条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員の福祉厚生に関する事項
- ② 会員の慶弔に関する事項
- ③ 会員・会社相互間の連絡に関する事項
- ④ 会員名簿の作成
- ⑤ 会務に関わる広報活動
- ⑥ 会社の業績進展のための支援
- ⑦ その他本会の目的達成に必要な事項

第 6 条 (会員の資格)

1. 次に掲げる者は本会の会員となることができる。
 - ① 会社の常勤役員を退任した者ならびに会社を定年退職した社員
 - ② 会社または関連会社に在籍し円満退職した者で、該当する支部の推薦する者
2. 会社社長および役員ならびに本会に関係する部長を特別会員として、本会の事業運営に協力を求めることとする。

第 7 条 (入会の手続)

本会に入会するときは、定められた入会届により支部経由で本部に届出ることとする。

第 8 条 (退会)

会員は以下の各号の一に該当するとき退会とする。

- ① 死亡した時
- ② 退会の届出をした時

第 2 章 本 部

第 9 条 (本部の役割)

本部は本会会務の全般を統括する。ただし、支部の日常会務の運営については各支部の自主性を尊重する。

第10条（役員）

本部に会務執行役員（以下、本部役員と称する）および会務監査役員（以下、監事と称する）をおく。

1. 本部役員

- ① 会長 会社の本店（以下、単に本店という）所在地支部の支部長がこれにあたる。会長に事故があるときは、当該支部の副支部長が代行する。
- ② 常任理事 本店所在地支部の副支部長および常任幹事がこれにあたる。
- ③ 理事 会長が委嘱する本店所在地支部以外の支部長がこれにあたる。

2. 監事 本店所在地支部の会計監事がこれにあたる。

第11条（役員の職務）

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ② 常任理事は会長を補佐し、日常会務を処理する。
- ③ 理事は会務を審議処理する。
- ④ 監事は本部の会務の執行および会計を監査する。

第12条（会議）

1. 本部に次の会議（以下、総称して本部会議という）をおく。

- ① 理事会
- ② 常任理事会
- ③ 支部長会議

2. 監事は本部会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には参加しない。

第13条（理事会）

1. 理事会は本部役員をもって構成し、会務の運営について審議決定する。
2. 理事会は原則として年1回開催する。ただし、常任理事会の決定により理事会開催に代えて持ちまわり審議とすることができる。
3. 常任理事会において必要と認めるときは、臨時理事会を開催することができる。

第14条（常任理事会）

常任理事会は会長および常任理事をもって構成し、随時開催して会務の執行について協議する。

第15条（支部長会議）

支部長会議は本部役員および支部長をもって構成し、必要に応じ開催して会務の運営について協議する。

第16条（議長）

本部会議の議長は、会長がこれにあたる。

第17条（議決の方法）

本部会議の議決は出席者の過半数によるが、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第18条（事務局）

1. 事務局は事務局長および事務局員若干名をもって構成する。
2. 事務局長は常任理事の中から会長が委嘱し、事務局員は事務局長が会員の中から委任する。

第3章 支 部

第19条（役員）

支部に次の役員をおく。ただし、支部の実情に応じて②～③は適宜に選任できるものとする。

- ① 支部長 1名
- ② 副支部長 若干名
- ③ 常任幹事 若干名
- ④ 幹事 若干名
- ⑤ 会計監事 1名以上

第20条（役員の選出）

幹事は支部総会において選出し、支部長・副支部長・常任幹事および会計監事は幹事会において互選により選任する。ただし、本店所在地支部の会計監事は、原則として支部総会において直接選出する。

第21条（役員の職務）

- ① 支部長はその支部を代表し、会務を統括する。
- ② 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。
- ③ 常任幹事は支部長・副支部長を補佐し、日常会務を処理する。
- ④ 幹事は会務を審議処理する。
- ⑤ 会計監事は支部の会計を監査する。

第22条（役員の任期）

役員の任期は2年とするが、重任を妨げない。

第23条（会議）

支部に以下の会議をおく。

- ① 支部総会
- ② 幹事会

第24条（支部総会）

支部は毎年1回定例支部総会を開催し、支部の運営について審議決定する。幹事会において必要と認めるときは、臨時支部総会を開催することができる。

第25条（幹事会）

幹事会は随時開催し、会務の執行について協議する。

第26条（議長）

支部総会および幹事会の議長は支部長がこれにあたる。

第27条（議決の方法）

支部総会および幹事会の議決は出席者の過半数によるが、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第28条（報告事項）

支部は次の事項をその都度本部へ報告するものとする。

- ① 役員の変更
- ② 会員の異動（所属支部の変更）
- ③ 会員の死亡
- ④ 支部総会などの主要な行事
- ⑤ 年度末収支決算書

第4章 会 計

第29条 (経費)

本会の経費は会費・会社補助金・寄付金等をもってこれにあてる。

第30条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第31条 (本部の予算および決算)

1. 事務局はあらかじめ会社と協議のうえ毎年度本会の収支予算を編成し、理事会の承認を得るものとする。
2. 事務局は会計年度終了後収支決算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得て会員および会社に報告する。

第32条 (支部の決算)

支部長は会計年度終了後収支決算書を作成し、会計監事の監査を受け、支部総会に提出してその承認を得るものとする。

第5章 付 則

第33条 (細則)

本規約に必要な細則は別に定める。

第34条 (規約の変更)

本規約の変更は各支部の意見を集約したうえで理事会において決定するものとし、各支部総会で承認または追認を受けるものとする。ただし、会社ともあらかじめ協議してその諒解を得るものとする。

第35条 (実施日)

本規約は平成26年4月1日より実施する。

(昭和34年 7月4日制定)	(昭和63年 10月29日改訂)	(平成16年 4月 1日改訂)
(昭和35年 7月1日改訂)	(平成 5年 3月31日改訂)	(平成17年 4月 1日改訂)
(昭和37年 7月10日改訂)	(平成 7年 6月12日改訂)	(平成20年 4月 1日改訂)
(昭和38年 7月10日改訂)	(平成 8年 4月 1日改訂)	(平成21年 3月 1日改訂)
(昭和40年 7月15日改訂)	(平成10年 4月 1日改訂)	(平成26年 4月 1日改訂)
(昭和49年12月12日改訂)	(平成14年 4月 1日改訂)	

日新火災みつわ会規約細則

平成 26 年 4 月 1 日改訂

第 1 条 (支部設置地区)

規約第 2 条の支部は次の通りとする。

支部名	管轄地域
北海道 支部	北海道
東 北 支部	青森・岩手・山形・宮城・福島・秋田
東 京 支部	東京・神奈川・千葉・埼玉・群馬・栃木・茨城・山梨・長野
新 潟 支部	新潟
静 岡 支部	静岡
名古屋 支部	愛知・三重・岐阜
北 陸 支部	石川・富山・福井
関 西 支部	大阪・奈良・和歌山・京都・滋賀・鳥取・島根・兵庫・岡山
広 島 支部	広島・山口
四 国 支部	愛媛・香川・徳島・高知
九 州 支部	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

第 2 条 (弔慰金)

規約第 5 条の弔慰金は次のとおりとする。

会員死亡の場合 10,000 円

第 3 条 (中途退職者の会員資格)

規約第 6 条第 1 項第 2 号に該当する者の在職期間は、原則として 10 年以上とする。

第 4 条 (会費)

1. 規約第 29 条の会費のうち、本部会費は次のとおりとする。

終身会費 30,000 円とし、入会時に一括納付する。

2. 前項により納付された本部会費は、前受会費として当年度会費と区分して保管する。

3. 第 2 項に定める前受会費は、毎年 1,500 円を当年度会費に繰り入れる。

ただし、規約第 8 条により退会した会員の前受会費は、退会の翌年度期首に、残額を一括して当年度会費へ繰り入れる。

第 5 条 (本部関係旅費・交通費・経費)

本部役員および監事が会務を処理するために要する次の旅費・交通費・経費は、原則として実費を支給する。

① 本部会議に出席するための旅費・交通費

② 本部を代表して各種会議、行事に出席するための旅費・交通費・経費

③ 監事が監査のために要する交通費

2. 規約第 5 条の広報活動である、みつわ会だより、本部ホームページの編集会議に出席するため、会員が支出した旅費・交通費・経費は、実費を支給する。

3. 前 2 項のほか、規約第 5 条の各種業務のため、会員が支出した旅費・交通費・経費は、その実費を支給する。

(昭和 37 年 7 月 10 日制定) (平成 14 年 4 月 1 日改訂) (平成 26 年 4 月 1 日改訂)
(平成 10 年 4 月 1 日改訂) (平成 15 年 4 月 1 日改訂)
(平成 11 年 4 月 1 日改訂) (平成 20 年 4 月 1 日改訂)

付則 1 会費に関する経過措置 (平成 26 年 4 月 1 日)

平成 5 年 3 月 30 日以前からの会員、ならびに平成 5 年 3 月 31 日以降平成 10 年 3 月 31 日迄に入会した会員の、細則第 4 条 (会費) の取扱は改定前条項を基本とした次の取り扱いとする。

< (会費) >

1. 規約第 29 条の会費のうち、本部会費は次のとおりとする。

① 平成 5 年 3 月 30 日現在の会員

年額 1,000 円とする。ただし、4 月 1 日現在満 80 歳以上の会員については、これを免除する。なお、毎年の納付に変えて 4 月 1 日現在 79 歳までの年度分の会費を一括して納付することができる。

② 平成 5 年 3 月 30 日現在の会員で、平成 24 年度まで年会費を納付した会員

なお、前号の定めにかかわらず、平成 5 年度から平成 24 年度までの 20 年間、年会費を納付した会員は③号の終身会費 20,000 円を納付したものと見做し、平成 25 年度以降の年会費の納付を免除する。

③ 平成 5 年 3 月 31 日以降平成 10 年 3 月 31 日迄に入会の会員

終身会費 20,000 円とし、入会時に一括納付する。

2. 1. ①のなお書き、および③の定めにもとづき納付された本部会費は、前受会費とし当年度会費と区分して保管する。

3. 2. に定める前受会費は、毎年下記金額を当年度会費に繰り入れる。

1 項 ①のなお書き、および③ 1,000 円

ただし、規約第 8 条により退会した会員の前受会費は、退会の翌年度期首に、残額を一括して当年度会費へ繰り入れる。